

※1号認定の欄は、保育園や認定こども園の保育を利用される場合には適用されません。

※阿東地域の保育園を利用の方は、別の利用者負担額(次ページの表参照)が適用されます。

参考 (令和2年度の利用者負担額表は変更する場合があります)

平成31年度 山口市教育・保育利用者負担額表 (10月以降)

階層	定義	副食費徴収免除対象・利用者負担額(月額)円															
		1号認定		2号認定・3号認定													
		幼稚園・認定こども園等		(3~5歳児)			(0~2歳児)										
		副食費	教育標準時間	副食費	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間									
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援支給受給世帯	幼児教育・保育の無償化により無料															
B1	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯								きょうだい順に関わらず徴収免除	きょうだい順に関わらず徴収免除	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料				
B2	その他の世帯																
C1	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯													第2子は()内の額、第3子以降は無料	3,900(0)	3,800(0)	
C2	その他の世帯														9,000(4,500)	8,800(4,400)	
D1	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯													同時入所の2人目は()内の額、3人目以降は無料 (1)の軽減に加え、第3子以降は半額	4,500(0)	4,400(0)	
D2	その他の世帯														11,000(5,500)	10,800(5,400)	
D3	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯														4,500(0)	4,400(0)	
D4	その他の世帯														15,000(7,500)	14,800(7,400)	
D5	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯														4,500(0)	4,400(0)	
D6	その他の世帯														15,000(7,500)	14,800(7,400)	
D7	77,200円以上 85,200円未満														第3子以降は徴収免除 同時入所の3人目以降は徴収免除	21,000(10,500)	20,700(10,300)
D8	85,200円以上 97,000円未満															24,000(12,000)	23,600(11,800)
D9	97,000円以上 169,000円未満	35,000(17,500)	34,400(17,200)														
D10	169,000円以上 211,300円未満	43,000(21,500)	42,400(21,200)														
D11	211,300円以上 301,000円未満	52,000(26,000)	51,200(25,600)														
D12	301,000円以上 397,000円未満	62,000(31,000)	61,000(30,500)														
D13	397,000円以上	72,000(36,000)	70,800(35,400)														

※1 年齢は平成31年4月1日現在になります。
 ※2 4月分～8月分の利用者負担額は平成30年度の市民税額、9月分～翌年3月分の利用者負担額は平成31年度の市民税額により決定されます。
 ※3 市民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。
 ※4 税源移譲が行われた指定都市において市民税が課税されている場合、税源移譲前の旧税率で計算した市民税額を使用します。
 ※5 未婚のひとり親家庭は、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けることができます。適用を受けるためには、申請が必要です。
 ※6 こどもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。
 ※7 1号・2号認定の利用者負担額には給食費は含まれません。3号認定利用者負担額には給食費を含みます。
 ※8 この利用者負担額のほか、利用する施設・事業により教材費や行事費などの実費徴収が必要場合があります。
 ※9 「延長利用者負担額」及び通常保育時間内であっても保育短時間を越えて利用する場合の「短時間延長利用者負担額」は無償化の対象ではありません。
 (1) 国の軽減制度の説明です。なお、同時入所には幼稚園や地域型保育事業等を利用している場合も含めます。
 (2) 県及び市の軽減制度の説明です。なお、この制度は、(1)の国の軽減制度に加えて軽減を適用します。